

## 派遣先企業の皆様へ

サン・メルクスは、派遣労働者の雇用主として責任を持って関係法令の遵守に努めております。

全ての派遣労働者が安心して働けるように、また企業の皆様へ安定した派遣を行うために、以下の項目のご理解、ご協力をお願いします。

### ① 法令遵守について

サン・メルクスは、労働者派遣法をはじめとする関連法令を遵守し、それに反する内容派遣契約は締結いたしません。

以下代表的なものを掲げます。

- ・ 港湾運送業務
- ・ 建設業務
- ・ 警備業務
- ・ 病院・診療所等における医療関連業務
- ・ 弁護士・税理士等いわゆる「士」業務（一部例外あり）
- ・ 二重派遣
- ・ 偽装請負

※派遣会社から受け入れた派遣労働者を、さらに、別の会社に派遣して指揮命令を受けていれば、二重派遣であり、職業安定法違反となります。

指揮命令行為は事実上請負にあたる偽装請負であり、労働者派遣法違反となります。

### ② キャリア形成支援へのご協力のお願い

当社は充実した専門・技術研修等のキャリア支援制度があります。今後、派遣先企業とも協力し、派遣者のSEとしてのキャリアアップを目指します。

### ③ 派遣労働者の雇用安定について

当社の技術者（SE）は正社員として当社と雇用契約を結んでおり、雇用の安定化が図られています。

そのため、派遣先企業での雇用安定に関する対応は不要です。

### ④ 派遣社員の就業環境の改善・向上について

派遣労働者から派遣先企業でのハラスメント等の相談を受けた場合、事実確認をさせていただきますことがあります。